

旧基準	新基準	変更点	国基準
〔保育所入所基準〕 児童の保護者並びに同居の親族、その他の者が下記の理由で当該児童を保育できないと認められる場合、保育所への入所を行う。 (1) 居宅外で労働することを常態としている。 (2) 居宅内で当該児童と離れて家事以外の労働をすることを常態としている。 (3) 妊娠中又は出産後まもないこと。 (4) 疾病、負傷、精神若しくは身体に障害を有していること。 (5) 長期にわたり疾病の状態にあるか、精神若しくは身体に障害を有する親族を常時介護していること。 (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。	〔保育所入所基準〕 児童の保護者が、下記の理由で当該児童の保育が必要と認められる場合、保育の必要量に応じて保育所への入所を行う。保育を必要とする基準については、月 60 時間以上で、1 日 4 時間以上かつ 1 ヶ月 15 日以上のも、またそれに等しい状態と認められるものとする。 (1) 就労・・・・・・・・労働することを常態としていること。 (2) 出産・・・・・・・・妊娠中又は出産後まもないこと。 (3) 疾病等・・・・・・・・疾病、負傷、精神もしくは身体に障がい有していること。 (4) 病人看護・・・疾病、負傷の状態にあるか、精神もしくは身体に障がい有する親族を常時介護または看護していること。 (5) 家庭の災害・・・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 (6) 求職中・・・・・・・・求職活動中であること。 (7) 通学・・・・・・・・職業訓練校や学校に通学していること。 (8) 虐待・DV・・・児童虐待や DV のため児童の保育を行うことが困難であると認められること。 (9) その他・・・・・・・・市長が認める前各号に類する状態にあること。 〔保育の必要量〕 保護者の保育の必要量に応じて、利用できる保育時間を「保育標準時間」か「保育短時間」に認定する。保護者のいずれかが「保育短時間」に該当する場合は、「保育短時間」に認定する。 就労または通学の時間については、勤務・授業時間で判定する。 (1) 保育標準時間 ① 1 日 6 時間以上の就労または通学 ② 出産、疾病等、病人看護、家庭の災害、虐待・DV (2) 保育短時間 ① 1 日 6 時間未満の就労または通学 ② 求職中	・保育所入所要件を確認する範囲 (旧)保護者及び児童と同居している65歳未満の祖父母 (新)保護者 ・保育を必要とする基準 (旧)記載なし (新)月60時間以上で、1日4時間以上かつ1ヶ月15日以上のもまたはそれに等しい状態と認められるもの ・保育の必要量 (旧)記載なし (新)保護者の保育の必要量に応じて、利用できる保育時間を「保育標準時間」か「保育短時間」に認定する。保護者のいずれかが「保育短時間」に該当する場合は、「保育短時間」に認定する。 就労または通学の時間については、勤務・授業時間で判定する。 (1) 保育標準時間 ① 1 日 6 時間以上の就労または通学 ② 出産、疾病等、病人看護、家庭の災害、虐待・DV (2) 保育短時間 ① 1 日 6 時間未満の就労または通学 ② 求職中	【子ども・子育て支援法施行規則】 小学校就学前子どもの保護者のいずれもが、次の各号のいずれかに該当することとする。 1 ひと月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。 2 妊娠中であるか又は出産後間もないこと 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること 4 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること 6 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること 7 次のいずれかに該当すること イ 学校、専修学校等に在学していること ロ 職業訓練を受けていること 8 次のいずれかに該当すること イ 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること ロ 配偶者からの暴力により、小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること 9 育児休業をする場合にあって、育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、育児休業の間に、引き続き利用することが必要であると認められること 10 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして、市町村が認める事由に該当すること

